

ICT活用教育推進のための調査研究事業に係る委託業務
(主にオンライン学習・オンライン研修に係る業務) 企画提案競技実施要領

1 事業目的

国の「GIGAスクール構想」の前倒しにより、学校ではICT機器の整備が急速に進んでおり、児童生徒の学びの保障と教職員のICT機器に係る知識・技能の習得は急務となっている。

そこで、ICT活用教育の推進に向けて方針を検討するため本事業を実施する。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 企画提案競技に付する事項

(1) 委託業務の名称

ICT活用教育推進のための調査研究事業に係る委託業務（主にオンライン学習・オンライン研修に係る業務）

(2) 業務内容

この実施要領及びICT活用教育推進のための調査研究事業に係る委託業務（主にオンライン学習・オンライン研修に係る業務）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 支払方法は、委託業務完了後の精算払とする。

4 企画提案競技及び契約の手続事務を担当する部局

宮崎県教育委員会教育政策課 総務担当

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号（宮崎県庁4号館4階）

電話：0985-26-7233

FAX：0985-26-7306

E-Mailアドレス：kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配付場所及び配付期間

(1) 配付資料

ア 仕様書

イ ICT活用教育推進のための調査研究事業に係る委託業務（主にオンライン学習・オンライン研修に係る業務）企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）

ウ 審査基準

エ 応募様式集

(2) 配付場所 本要領4の場所

- (3) 配付期間 令和2年9月2日(水)から令和2年9月9日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

※ 本要領、仕様書、作成要領、審査基準、応募様式集については、県ホームページからもダウンロード可能とする。

県ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

※ 資料の郵送を希望する者は、本要領4の担当課まで問い合わせること。

6 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技に参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有している者
- (5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、委託者や宮崎県からの受注業務に関し、入札参加の資格停止の措置を受けていない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者

7 スケジュール(予定)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和2年9月 2日(水) |
| (2) 参加申請期限 | 令和2年9月 9日(水) |
| (3) 質問書受付期限 | 令和2年9月 9日(水) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和2年9月23日(水) |
| (5) 委託先決定 | 令和2年9月24日(木) |

8 事前説明会

新型コロナウイルス感染症対策のため、実施しない。

9 参加申請

企画提案競技に参加しようとする者は、次により企画提案競技参加申請書(様式第1号)に、必要な書類を添付して提出すること。

- (1) 添付が必要な書類
 - ア 「業務実績等調書」(様式第2号)
 - イ 代理人を選定した場合は「委任状」(様式第3号)
 - ウ 申請者の概要が分かる資料(会社案内書等)
- (2) 提出場所 本要領4の場所
- (3) 提出方法 持参又は送付

※ 送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

※ 参加申込書を受け付けた場合は、教育政策課から電話による確認を行うので、申

込日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡が無い場合は、教育政策課に問い合わせること。

(4) 提出期限 令和2年9月9日（水）午後5時まで（送付の場合も必着とする。）

(5) 資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、申請者に対し電子メールにより通知する。

10 質問及び回答

(1) 質問

本業務及び企画提案競技に関し質問がある場合は、次により質問書（様式第4号）を提出して行うこと。

ア 提出方法 電子メール

(E-mailアドレス：kyoikuseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

イ 受付期限 令和2年9月9日（水）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対し、質問受付日より原則3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子メールで回答する。ただし、内容により必要と考えられる場合は、参加申請者全員に電子メールで当該質問及び回答を送付する。

なお、提出期限までに到達しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、回答しない。

11 辞退

本要領9の参加申請書を提出した後、企画提案書を提出しないこととした場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。

12 企画提案書等の提出

企画提案書及び必要な書類の提出は、次により行うこと。

(1) 提出場所 本要領4の場所

(2) 提出方法 持参又は送付

※ 送付の場合には、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

(3) 提出期限 令和2年9月23日（水）午後5時まで（送付の場合も必着とする。）

(4) 提出部数 正本1部、副本4部とする。

※ ただし、提案価格の見積書については1部でかまわない。

(5) 提出書類及び企画提案書の記載事項 企画提案書作成要領のとおり

13 委託予定事業者の選定方法

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

(1) 審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

(2) 審査手順

提出された企画提案書及び見積書等の書類審査を実施し、最も優れた提案を選定する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準表」に基づき審査を行う。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、選定・非選定にかかわらず全員に通知する。

(5) 非選定理由に関する事項

審査の結果、非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面（様式は自由）により、宮崎県知事に対して、非選定理由について説明を求めることができる。

(6) 非選定理由の説明に関する事項

宮崎県知事は、(5)の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

(7) 非選定理由の説明に関する受付

ア 受付場所 宮崎県教育庁 教育政策課 総務担当

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

14 委託事業者の決定及び契約

(1) 最優秀提案者と委託業務に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

15 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

16 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき、又は提案後、契約までの間に資格を満たさなくなったとき。

(2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。

(3) 同一人が二件以上の提案をしたとき。

(4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。

(5) 同一人が二人以上の代理人をしたとき。

(6) 提案に関して連合その他不正の行為があったとき。

(7) 見積書金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

(8) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

17 その他の留意事項

(1) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は返還しない。

(3) 提出された企画提案書は提出者に無断で使用しない。

(4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。

(6) この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。